

(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見

- 1 本事業の一部として既設風力発電設備の撤去工事が行われる場合は、撤去工事を含めた環境影響評価を行う必要があることから、撤去を含めた詳細な工事計画を作成し、環境影響評価準備書に記載すること。また、当該工事計画を勘案した上で環境影響評価項目を選定し、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 2 対象事業実施区域内の1地点における調査結果から同区域周辺の6地点における粉じん等の量を予測するとしているが、予測に当たっては、予測地点の現状の粉じん量を把握する必要があると考えられることから、粉じん等の調査地点の選定を検討すること。
- 3 水環境に係る予測地点については、造成等の施工に伴う水の濁りによる影響が及ぶおそれがある河川等の範囲内で選定すること。また、評価の手法については、影響を受ける対象によって適切に選定すること。
- 4 対象事業実施区域が集水域となり、東通り海域に流入する河川の有無を調査した上で、工事の実施による当該河川への影響が考えられる場合は、水質、動物及び植物の調査地点を追加すること。
- 5 対象事業実施区域に近接して岩屋浄水場の深井戸の水源があり、事業の実施により、地下水の水質への影響が懸念されることから、地下水の水質を環境影響評価項目に選定し、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 6 風車の影に係る調査、予測及び評価については、太陽の高度・方位及び発電設備の高さに加え、風力発電設備の設置場所の標高及び住居との距離を踏まえて行うこと。
- 7 対象事業実施区域及びその周辺においては、本事業者及び他事業者による風力発電所が稼働しており、バードストライク及びバットストライクについて累積的な影響が懸念されることから、既設の風力発電設備におけるバードストライク及びバットストライクの実態を十分調査し、地元の専門家に意見聴取した上で、適切な手法により予測及び評価を行うこと。
- 8 コウモリ類への影響については、専門家の意見を聴いた上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

- 9 オジロワシについては、小川原湖湖沼群及び北海道の繁殖状況を考慮すると、対象事業実施区域及びその周辺においても繁殖している可能性があることから、本種についての繁殖状況を調査し、繁殖が確認された場合には、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 10 岩屋方面に流下する岡野沢川の上流部は、地形的に尾根が狭く、風力発電設備を当該尾根沿いに設置する場合、新たな工事の実施に伴い土砂等が当該河川上流の谷に流下し、下流域の植物に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、当該河川上流の谷を植物相の踏査ルートに追加すること。
- 11 海域におけるしゅんせつ工事及び地形改変は行わないことから、海域に生息・生育する動植物を環境影響評価項目に選定しないとしているが、事業の実施により影響を及ぼす可能性がある河川は小規模な上、勾配が大きいと考えられるため、河川流量の急激な変化や河川への土砂流出が生じた場合には、河川のみならず、海域の環境にも影響を及ぼすおそれがあることから、工事の実施並びに土地又は工作物の存在及び供用における海域に生息・生育する動植物を環境影響評価項目に選定し、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 12 工事用資材等の搬出入による人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、工事用車両の走行ルートと人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートが重なることにより、交通渋滞が発生し、アクセスに影響を及ぼすおそれがあることから、現状における交通量、工事計画及び利用状況を勘案して、調査地点、予測地点及び予測時期を適切に設定すること。